

鹿児島地域課題解決活動支援事業実施要領

第1 目的

この要領は、鹿児島地域課題解決支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業主体

事業主体は、鹿児島地域（鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村及び十島村の区域をいう。以下、同じ。）に主たる事務所又は活動の拠点を置く自治会、NPO法人、ボランティア団体、観光団体、商工団体その他これらに類する団体（これらの団体からなる実行委員会等を含む。）（以下「団体等」という。）とする。

第3 対象事業

対象事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 1 鹿児島地域において実施する、地域課題の解決や地域活性化に資する取組であること。
- 2 行政（鹿児島地域振興局及び管内市村）をはじめ、多様な主体が連携・協働して取り組む事業であること。
- 3 団体等が新たに実施するもの又は既存の事業を発展的に向上・拡充するものであること。
- 4 実施する事業について、イベントを開催するものについては、幅広い地域からの参加等が期待できること。
- 5 団体等が自主的に取り組み、かつ、公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でないこと。
- 6 当該事業が一過性の取組でなく、団体等が事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行い、その広がりを見込めるものであること。
- 7 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- 8 同一年度において、県の他の補助等を受けていない事業であること。

第4 事業企画書の提出

事業を実施しようとする団体等は、事業企画書（別記第1号様式）を鹿児島地域振興局長に提出し、承認を受けるものとする。

第5 事業の承認

鹿児島地域振興局長は、第4により提出された事業企画書が、第3の事業の要件に合致し、事業の達成が確実と見込まれる場合は、別記第2号様式により承認を行う。

第6 補助金額

補助金額は、別表に定めるとおりとする。

ただし、鹿児島地域振興局長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

別表

| 事業区分 | 対象地域 | 補助率 | 限度額 |
|------------|--|-------------------|-----------------------|
| 1 イベント開催事業 | 鹿児島市（旧5町域）、 日置市、いちき串木野市、 三島村、十島村 | 補助対象経費の 2分の1以内 | 上限300千円 (千円未満切り捨て) |
| | 鹿児島市(旧5町域を除く) | 補助対象経費の 3分の1以内 | |
| 2 1以外の事業 | | 補助対象経費の 2分の1以内 | 上限500千円 (千円未満切り捨て) |

第7 補助金等交付申請書に添付すべき書類

要綱第5条第2項に定める補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業計画書（別記第3号様式）
- 2 収支予算書（別記第4号様式）

第8 補助金等変更申請書に添付すべき書類

要綱第8条第2項に定める補助金等変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業変更計画書（別記第3号様式）
- 2 変更収支予算書（別記第5号様式）

第9 補助事業等実績報告書に添付すべき書類

要綱第11条第2項に定める補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業実績書（別記第3号様式）
- 2 収支精算書（別記第6号様式）
- 3 支出を証する帳票等の写し
- 4 事業に関連する写真、資料等
- 5 事業成果調書（別記第7号様式）

第10 補助金の交付

要綱第13条第2項の概算払により交付することができる補助金の額は、要綱第7条の補助金交付決定通知書に記載する補助金の額の2分の1を上限とする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、鹿児島地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月14日から施行する。